仏沼・環境教育牧場計画　要望書

青森県三沢市仏沼干拓地のオオセッカ生息環境維持に関する要望書
1999 年 12 月 8 日
農林水産大臣、環境庁長官宛

三沢市仏沼干拓地のオオセッカ生息環境維持について
1999 年 12 月 8 日
青森県知事宛

仏沼のオオセッカの保全について
1999 年 8 月 23 日
三沢市長

仏沼のオオセッカの保全について（質問）
1999 年 7 月 21 日
三沢市長

1999 年 12 月 8 日

日本野鳥の会が仏沼干拓地ポンプ補修について要望書提出

財団法人日本野鳥の会（会長：黒田長久、会員数５万５千人）は、12 月８日に、農林水産大臣および環境庁長官に対して、オオセッカ生息環境の維持のため仏沼干拓地の排水ポンプの補修を求める要望書を提出しました。

仏沼干拓地のオオセッカ生息環境は、これまで土地改良区を中心とした農家の方々による火入れやポンプ排水などの作業により維持されてきました。しかしながら、この排水ポンプは老朽化が進んでおり、いつ故障してもおかしくない状況との指摘があります。またポンプの修理費用が高額なため、地元の土地改良区や三沢市では補修が困難とも聞き及んでいます。仮にポンプが故障して排水ができなくなった場合、オオセッカの生息環境に重大な影響を与えることが考えられますので、国に対して排水ポンプの補修についての対応を求めたものです。

オオセッカは生息数が 1,000 羽程度と推定されている絶滅のおそれのある鳥類で、種の保存法によって国内希少野生動植物種に指定されているほか、環境庁レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類にも掲載されています。仏沼干拓地は、このオオセッカの最大の繁殖地であり、約半数が繁殖していると考えられています。そのため、仏沼干拓地の生息環境を維持することは、種の保存のために非常に重要です。日本野鳥の会では、今後も仏沼干拓地のオオセッカ繁殖地が永続的に維持されていように、国などへの要望を続けていく所存です。

■参考：

１．種の保存法

正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

２．主な国内希少野生動植物種の鳥類

アホウドリ、コウノトリ、オオタカ、イヌワシ、ライチョウ、タンチョウ、ヤンバルクイナ、シマフクロウ、ノグチゲラ、ルリカケスなど

３．主な絶滅危惧ＩＢ類の鳥類

サンカノゴイ、ツクシガモ、オジロワシ、クマタカ、イヌワシ、ヤンバクルクイナ、アマミヤマシギ、ヤイロチョウなど

要望書

日野鳥発第 101 号
平成 11 年 12 月 8 日

環境庁長官
清 水　嘉 代 子　様

財団法人　日本野鳥の会
会 長　黒 田　長 久

青森県三沢市仏沼干拓地のオオセッカ生息環境維持に関する要望書

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本会の自然保護事業に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、青森県三沢市の仏沼干拓地は、レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類に掲載されているオオセッカの国内最大の繁殖地であります。オオセッカは国内の生息数が 1,000 羽程度と推定されており、このうちの約半数が仏沼干拓地で繁殖していると考えられています。そのため、仏沼干拓地の生息環境を維持することは、オオセッカ保護のために非常に重要です。また、仏沼干拓地におけるオオセッカの生息環境は、ポンプ排水により水位が低く抑えられることによって維持されていると考えられています。

しかしながら、この排水ポンプは老朽化が進んでおり、いつ故障してもおかしくない状況との指摘があります。またポンプの修理費用が高額なため、地元の土地改良区や三沢市では補修が困難とも聞き及んでおります。仮にポンプが故障して排水ができなくなった場合、オオセッカの生息環境に重大な影響を与えることが考えられます。前述のとおり仏沼干拓地はオオセッカの最大の繁殖地でありますので、仏沼干拓地での生息環境悪化は、オオセッカ絶滅の引き金にもなりかねません。

きましては、仏沼干拓地のオオセッカ生息環境維持および種の保存の見地から、仏沼干拓地の排水ポンプ補修につきまして、特段のご検討をいただきますよう要望いたします。

敬具

日野鳥発第 101 号
平成 11 年 12 月 8 日

農林水産大臣
玉 澤　徳 一 郎　様

財団法人　日本野鳥の会
会 長　黒 田　長 久

青森県三沢市仏沼干拓地のオオセッカ生息環境維持に関する要望書

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本会の自然保護事業に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、青森県三沢市の仏沼干拓地は、環境庁レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類に掲載されているオオセッカの国内最大の繁殖地であります。オオセッカは国内の生息数が 1,000 羽程度と推定されている絶滅のおそれのある鳥類で、このうちの約半数が仏沼干拓地で繁殖していると考えられています。そのため、仏沼干拓地の生息環境を維持することは、オオセッカ保護のために非常に重要です。また、仏沼干拓地におけるオオセッカの生息環境は、ポンプ排水により水位が低く抑えられることによって維持されていると考えられています。しかしながら、この排水ポンプは老朽化が進んでおり、いつ故障してもおかしくない状況との指摘があります。またポンプの修理費用が高額なため、地元の土地改良区や三沢市では補修が困難とも聞き及んでおります。仮にポンプが故障して排水ができなくなった場合、オオセッカの生息環境に重大な影響を与えることが考えられます。前述のとおり仏沼干拓地はオオセッカの最大の繁殖地でありますので、仏沼干拓地での生息環境悪化は、オオセッカ絶滅の引き金にもなりかねません。
　つきましては、仏沼干拓地のオオセッカ生息環境維持および種の保存の見地から、仏沼干拓地の排水ポンプ補修につきまして、特段のご検討をいただきますよう要望いたします。

敬具

日野鳥発第 102 号
平成 11 年 12 月 8 日

青森県知事
木 村　守 男　様

財団法人　日本野鳥の会
会 長　黒 田　長 久

三沢市仏沼干拓地のオオセッカ生息環境維持について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本会の自然保護事業に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴県三沢市の仏沼干拓地は、環境庁レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類に掲載されているオオセッカの国内最大の繁殖地であります。オオセッカは国内の生息数が 1,000 羽程度と推定されている絶滅のおそれのある鳥類で、このうちの約半数が仏沼干拓地で繁殖していると考えられています。そのため、仏沼干拓地の生息環境を維持することは、オオセッカ保護のために非常に重要です。また、仏沼干拓地におけるオオセッカの生息環境は、農業用ポンプの排水により水位が低く抑えられることによって維持されていると考えられています。

しかしながら、この排水ポンプは老朽化が進んでおり、いつ故障してもおかしくない状況との指摘があります。またポンプの修理費用が高額なため、地元の土地改良区や三沢市では補修が困難とも聞き及んでおります。仮にポンプが故障して排水ができなくなった場合、オオセッカの生息環境に重大な影響を与えることが考えられます。前述のとおり仏沼干拓地はオオセッカの最大の繁殖地でありますので、仏沼干拓地での生息環境悪化は、オオセッカ絶滅の引き金にもなりかねません。

　このような状況から、本会では、農林水産大臣及び環境庁長官に対し、仏沼干拓地の排水ポンプ補修についての要望を行ったところでございますが、貴県におかれましてもオオセッカの生息環境維持のために特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

日野鳥発第 63 号
平成 11 年 8 月 23 日

三沢市長
　鈴　木　　重　令　殿

財団法人　日本野鳥の会　自然保護センター
所長　　市田　則孝

仏沼のオオセッカの保全について

拝啓　貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

　さて、仏沼のオオセッカの保全の方策に関しまして、私ども会長よりの質問状（日鳥発第 56 号）に対し、ご多忙のところを本年８月６日付けでお返事をいただき誠にありがとうございました（三農発第 393 号）。
　しかしながらそのご回答内容に関しましては、私どもの質問の意図を汲まれておらず、甚だ残念なものと申し上げざるを得ません。
　繰り返しになりますが、私どもは、オオセッカの保全策が基礎にあってはじめて環境教育牧場が成り立つこと、そのためにはオオセッカの保全策について、科学的な計画と慎重なモニタリング調査を行う体制が必要なことを前提に、その実行のためには、貴市の取られている体制では不十分であるために、新たに「オオセッカ調査委員会」を設立することを提案いたしました。これは、上記文書でお知らせくださったモニタリング部会の平成 11 年７月時点における増員を認識した上で、なお質問したものです。
　先のご回答の中では、貴モニタリング部会が、私どもの提案の「オオセッカ調査委員会」と同等の機能を有するようになった、とされておりますので、この前提については同意いただけたものと理解いたします。しかし、私どもから「記の１」として申し上げました検討内容、またそのために必要な「記の２」として申し上げました構成員の条件に関しては、現在のモニタリング部会の活動内容及び委員の皆さまの顔ぶれがこれを満たしているとは考えられません。

　貴市にとって、そして我が国にとって貴重な財産でありますオオセッカの保全のために、ご回答内容について、今一度ご再考いただければ幸甚です。

写し送付先：環境庁自然保護局計画課、同野生生物課、青森県環境生活部自然保護課

敬具

日野鳥発第 56 号
平成 11 年 7 月 21 日

三沢市長
　鈴　木　　重　令　殿

財団法人　日本野鳥の会
会 長　黒 田　長 久

仏沼のオオセッカの保全について（質問）

拝啓　貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年３月 23 日付けで、貴市仏沼のオオセッカの保全対策及び貴市環境教育牧場構想に関して質問を差し上げたところ、５月７日付けの回答文書を５月 11 日に貴市三沢市経済部畑山義隆部長よりご説明いただいたところです。

その際に本会としては、オオセッカの保全策が基礎にあってはじめて環境教育牧場が成り立つこと、そのためにはオオセッカの保全策について、科学的な計画と慎重なモニタリング調査を行う体制が必要なことを申し上げ、その実行のために新たに「オオセッカ調査委員会」を設立することをご提案いたしました。畑山部長よりは席上、「検討の上回答をする」旨お約束をいただきましたが、本日までに何のご連絡もありませんので、改めて書面にて質問するものです。

既にご存じの通りオオセッカは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「法」）の国内希少野生動植物種に指定されており、その生息地の土地の所有者又は占有者は、「その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。」（同法 34 条）とされております。また、環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、「土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。」（同法 35 条）とされています。

同法で国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ、オオタカでは、環境庁より既に次のような指針が示されています。

＜開発行為等に際しての保護方策の検討手順＞

１．飛来確認または繁殖情報入手
２．保護方策検討のための調査
３．調査結果の解析

・保護方策の検討
・事業計画上の配慮
・事業実行上の配慮
・事業完了後の配慮
・保全区域設定の必要性等
４．モニタリングと保護方策へのフィードバック

＜主体ごとの役割＞
一連の調査・検討は、事業（予定）者が主体となって行うことが基本である。その場合には、専門家の参画を求めるとともに、現地の自然環境や猛禽類の状況に詳しい NGO 等の協力も要請することが望ましい。
（環境庁自然保護局野生生物課．1996．猛禽類保護の進め方）

以上のことを踏まえて、次の質問項目について貴職のお考えをお聞かせ願えれば幸いです。

敬具

記

私どもは、仏沼干拓地全体のオオセッカの今後の保護をはかるためには、以下のような内容の「オオセッカ調査委員会」を設置し、調査・検討を行うことを提案します。この可否についてお答えください。

１．調査・検討内容
(1).オオセッカの現在の生息状況に関するモニタリング調査の実施
（生息数、干拓地内の区域ごとの生息密度と繁殖成功率、植生との関係）
(2).今までオオセッカについて得られている科学的知見の整理
（学術文献の検討、環境庁自然保護局鳥獣保護業務室が現在行っている「オオセッカ検討会」における最新の調査結果と知見の検討など）
(3).環境教育牧場計画による環境への影響評価
（上記 (1),(2) の結果に基づくオオセッカ、その他の希少生物への影響予測、オオセッカへの影響を回避・最小化する実施計画づくり、適切なオオセッカの保護地区の設定）

２．構成員
・オオセッカの研究者、仏沼のオオセッカやその他の希少生物に関して実際に調査を行っている者により構成する。

なお、上記項目については、勝手ながら８月 10 日までにご回答をいただきたくお願いいたします。これまでにご回答のない場合は、残念ながら貴職からのご回答はいただけないものと判断させていただき、本会としてのオオセッカ保護活動を関係方面に対して開始させていただきますことを申し添えます。

以上